

声 明

2016年1月22日

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団

関西建設アスベスト訴訟統一本部

1. 大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、本日、関西建設アスベスト大阪訴訟（原告数33名被害者19名）において、国の責任を認め、総額9746万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

本訴訟は、建設現場で働く中で、石綿建材から発生した石綿粉じんにはばく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの深刻な病に罹患した建設作業従事者とその遺族が、石綿建材を製造販売した建材企業と規制を怠った国に賠償を求めたものである。本判決は、全国3高裁・5地裁で争われている訴訟のうち、横浜地裁判決、東京地裁判決、福岡地裁判決に続く4番目のものである。

2. 本判決は、建設アスベスト被害について、東京地裁判決、福岡地裁判決に続き三度国の責任を認めた。泉南アスベスト被害については、一昨年最高裁判決をもって国の責任が確定しているが、建設アスベスト被害についても、国の責任を認める司法判断の流れは、もはやゆるぎないものとなった。もっとも本判決は、いわゆる「一人親方」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を拒否した。これは、労働者と同様に建設現場で働き、アスベスト被害を受けた一人親方の実態から目をそらす極めて不当な判断と言わざるをえない。
3. また、本判決は、原告らが、個々の被害者ごとに、ばく露した可能性が特に高い建材を特定したにもかかわらず、建材企業の責任を全て否定した。これは、利益追求のためアスベストの危険性を隠蔽して、石綿建材の製造・販売を継続した建材企業を免責するものであり、許しがたい。
4. 本判決は、三度国の責任を認めたことに大きな意義がある。また、新たに平成7年時点において、白石綿を含む全ての石綿の製造等を禁止する規制権限を行使しなかったことが違法であると判断した点も重要である。本判決が建材企業の共同不法行為責任を否定した点、一人親方を救済しなかった点は不当であるが、被害者らが、石綿関連疾患に罹患したのは、建材企業らが製造・販売した石綿建材が原因であり、建材企業が被害者救済に責任を負うべきこと、一人親方も本来救済の対象とされるべきことは何ら揺るがない。
5. 本訴訟では被害者19名のうち、すでに13名が亡くなっており、原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。

国及び建材企業らは、本判決を真摯に受け止め、一人親方を含む全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すべきである。また、国は、解体・改修工事等、建設現場でのアスベスト飛散を防止するために万全の対策を行い、将来の被害発生を完全に防止すべきである。

私達は、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

以上